

仙台市次世代 X-TECH ビジネス創出促進事業運営業務委託先募集要項

仙台市次世代 X-TECH ビジネス創出促進事業運営業務を公募により実施することとし、業務委託先を以下のとおり募集する。

1 事業の目的

本市が 2024 年 3 月に策定した「仙台経済 COMPASS」では、重点プロジェクトの一つとして「『DX による経済成長と暮らしやすさの向上』プロジェクト」を掲げており、「データ利活用」の促進やデジタル人材の育成を進めるとともに、本市がこれまで掲げてきた「X-TECH イノベーション都市・仙台」をさらに深化させ、官民連携により様々な分野における先端デジタル技術の導入を図ることで、企業の競争力強化につなげることをしている。

本業務では、データの利活用及びデータインフォームド型のアプローチ並びに AI 等の先端 IT 技術活用による新事業創出・事業高度化の支援や、事業開発に取り組むことができる AI・データ利活用人材の育成等を一体的に実施することにより、地域企業における新製品・サービスの開発を促進し、新たな取組や付加価値の高いビジネスが持続的に生まれるエコシステムを構築する目的がある。

なお、本仕様書中で使用する「データインフォームド」とは、データを利活用しながら、経験、潮流、組織文化、顧客の声など複数の要素と掛け合わせて論理的・合理的に意思決定を行うアプローチのこととする。米国では「Data-informed decision making」として提唱されており、国内でも、「Biz/Zine Day 2023 Autumn」（令和 5 年 10 月）において、デジタル庁がデータについての「3つの原則」のうちの 1 つとして重視するとしている。

2 事業の内容

受託者は、別紙仕様書に従って業務を遂行し、その結果について、報告書を成果物として納品する。主な業務の内容は以下のとおりとする（詳細は別紙仕様書案のとおり。）。

- (1) 「仙台市次世代 X-TECH ビジネス創出促進事業」全体に係る事業設計・管理・運営等
 - ・事業全体のコンセプト設計
 - ・事業全体の管理
 - ・キックオフイベントの開催
- (2) 各事業の企画・運営等
 - ・AI・データ利活用関連ビジネス開発事業の企画・運営
 - ・AI・データ利活用人材育成事業の企画・運営
 - ・情報発信・都市ブランディング施策の実施
 - ・アンケートの実施

3 提案上限額

43,460,000 円（消費税及び地方消費税含む。）を上限とする。

なお、「別表 提案上限額に係る事業費の内訳の目安」を参考に提案額を設計すること。

4 応募資格

応募の資格者は、法人であって次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 委託事業の目的を的確に遂行するに足る能力を有するものであること。
- (2) 各事業の内容について、企画及び運営に係る十分な実績・経験を有するとともに、当該内容に関して豊富な知見・ノウハウを持つ専門家とのネットワークを有するものであること。
- (3) 効果的な情報発信のノウハウ及びネットワークを有するものであること。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと。

- (5) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (6) 仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成 20 年 10 月 31 日市長決裁）別表に掲げる要件に該当する者でないこと。
- (7) 仙台市税（仙台市内に事業所を有しない事業者にあつては現在の主たる事業所所在市町村の市町村税）、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (8) 受付期限内に、仙台市の有資格者に対する指名停止に関する要綱（昭和 60 年 10 月 29 日市長決裁）第 2 条第 1 項の規定による指名停止を受けていないこと。
- (9) 総勘定元帳及び現金出納簿等の会計関係書類を整備していること。
- (10) 労働者名簿、出勤簿、賃金台帳等の労働関係書類を整備していること。

5 契約条件

(1) 契約形態

委託契約とする。

(2) 予算規模

43,460,000 円（消費税及び地方消費税含む。）を上限とし、採択提案内容等を市と調整し、契約金額を決定する。なお、委託費は、提案事業の遂行に必要な経費とし、委託内容からその妥当性が認められる範囲内とする。

(3) 契約期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 12 日（金）までとする。

(4) 委託費の支払条件

完了払（業務完了後、市の検査を経て、受託者の請求に基づき支払うこととする。）

(5) その他

- ・市は、提案書の内容を基にして、審査により選定された委託候補者と事前に委託内容・委託料について協議のうえ、協議等が整ったときには、別途市が作成する業務委託仕様書に基づき、令和 7 年度補正予算原案の成立・発効および令和 7 年度補正地域未来交付金の採択後に随意契約を締結する。なお、成立した予算の内容に応じて、業務内容等の変更及び予算額の減額の可能性がある。
- ・委託契約の締結にあつては、最も評価の高かった提案書の内容をそのまま実施することをあらかじめ約束するものではなく、業務委託の内容の詳細について委託候補者と別途協議のうえ、企画提案の内容の一部変更して契約することがある。
- ・協議が整った後に、委託候補者は改めて詳細な経費を積算した見積書を提出するものとする。
- ・委託事業により生じた収入がある場合、委託費の一部を返還してもらうことがある。
- ・委託事業により生じた特許権等の知的財産権は、原則として市に帰属するものとする。ただし、市と協定を結ぶことにより、受託者に帰属させることができるものとする。

6 応募にあたっての質問及び回答

(1) 受付期間

令和 8 年 4 月 3 日（金）正午まで

(2) 受付方法

質問事項等を質問票（様式第 1 号）に記入のうえ、電子メールで提出する。

〔提出先〕

仙台市経済局イノベーション推進部イノベーション企画課成長産業係

電子メール：kei008030@city.sendai.jp

(3) 回答

質問者に個別に回答するほか、必要に応じて市ホームページに回答を掲載する。

7 企画提案書等の提出

本事業の受託を希望する者は、下記により応募申込書等を提出すること。

(1) 提出期限

令和8年4月20日（月）12時（必着）

(2) 提出方法

電子データを電子メールにより提出すること。

（提出後、担当者宛てに提出した旨を電話し、受領の確認を行うこと。）

〔提出先〕

仙台市経済局イノベーション推進部イノベーション企画課 担当：菊地・伊藤

メール：kei008030@city.sendai.jp

TEL：022-214-8263

(3) 提出書類

- ①応募申込書（様式第2号）
- ②企画提案書（任意様式）
- ③必要経費の概算（任意様式。積算内訳を添付）
- ④定款
- ⑤履歴事項全部証明書
- ⑥提案者の概要が分かる資料（会社案内等）
- ⑦提案者の直近の決算書又はこれに類する書類（法人の決算書等）
- ⑧市税の滞納がないことの証明書（区役所・総合支所の税務会計担当課発行）
- ⑨法人税、消費税及び地方消費税に係る納税証明書（その3 未納税額のない証明用）
（所管する各税務署発行）

(4) 提出書類提案上の注意

ア 企画提案書は、下記の内容についてとりまとめ、A4 横向き・横書きとして20 ページ以内（表紙、目次はページ数に含まない）で記載すること。また、必要に応じて、図表等を用いて分かりやすく記載すること。

- ①提案の概要
- ②全体コンセプトに関する提案
- ③各事業等の企画・運営に関する提案
 - ・各事業等の企画内容、広報・集客手法、情報発信手法等
- ④その他本業務の目的達成に有益な独自の取り組み
- ⑤業務スケジュール
- ⑥業務実施及び提案内容の実施による具体的な効果
- ⑦見積書及び積算内訳（できる限り詳細な見積もりを作成すること。）
- ⑧類似事業の実績及び仙台市関連業務実績リスト
- ⑨事業内容に関して豊富な知見・ノウハウを持つ専門家とのネットワークの有無と具体的な内容
- ⑩本業務に係る受託体制
 - ・本業務の実施体制、組織体制、支援体制（体制図を記載すること。）
 - ・各担当者とその役割、各担当の適性や経歴、能力等

イ 企画提案に係る費用は応募者の負担とする。

(5) 提案が無効となる場合

次のいずれかに該当する提案は無効とする。

- ・応募資格要件を満たさない者又は委託候補者を選定するまでの間に資格要件を満たさなくなった者による提案
- ・提案書等の提出書類に虚偽の記載を行った者による提案
- ・上記5(2)に示す予算規模上限額を超える提案

- ・その他企画提案に関する条件に違反した提案

8 委託候補者の選定について

以下により、委託候補者を選定する。

(1) 審査方法

提案書等の提出書類をもとに以下の審査基準による書類審査及び面接審査を行う。

(2) 審査基準

以下の項目等について評価し、総合的な審査を行う。

ア 事業目的との合致性

- ・事業の目的を十分に踏まえた内容となっているか

イ 事業者の事業遂行能力

- ・事業を遂行するための実施体制が合理的なものとして具体的に示されているか
- ・事業を遂行するための能力、実績、ネットワークを有しているか

ウ 事業の内容について

- ・事業スケジュールが合理的なものとして具体的に示されているか
- ・事業効果を高めるための創意工夫がなされているか

エ 事業に必要な経費について

- ・事業を行うために必要な経費は具体的に見積もられているか
- また、内訳は適正かつ合理的・経済的なものか

なお、仙台市内に本店を有する企業については、加点を行うものとする。

(3) 審査委員会（面接審査）の開催

以下の日時、会場において全提案者に対して面接審査を実施する。

日 時：令和8年4月24日（金）（予定）

内 容：7(3)で提出した企画提案書をもとに、業務の実施方針等について口頭にて説明を行うこと（プレゼンテーション時間15分、質疑応答時間10分を予定）。

出席者：1者あたり3名以内とし、本事業を実施する際の責任者に想定している者を主たる説明者とする。

その他：面接審査の実施時間、会場など詳細については、様式第2号応募申込書に記載の担当者メールアドレスあてに通知する。

(4) 通知

審査結果については、全提案者に対して郵送で通知する。

9 スケジュール（予定）

令和8年4月3日（金）12時 質問票の提出期限

令和8年4月20日（月）12時 企画提案書等の提出期限

令和8年4月24日（金） 審査委員会

令和8年4月下旬 委託先の決定

令和8年5月上旬 業務委託契約締結、業務開始

令和9年3月12日（金） 業務終了

10 その他

- (1) 受託者は、本事業の実施にあたっては、関連する法令を遵守すること。
- (2) 受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、市と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。

- (3) 事業の円滑な実施のために、本事業の委託開始から終了までの間、事業の進捗状況を定期的に市に報告すること。
- (4) 本事業において広報等を行なう場合にあっては、市からの受託事業であることを明示すること。
- (5) 本事業の経理を明確にするため、委託先は他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。
- (6) 本業務の関係書類や会計帳簿等は、業務実施終了後5年間は保存すること。また、業務実施後に閲覧が必要になった場合は、協力すること。
- (7) 本事業の実施にあたり、個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、その取扱に万全の対策を講ずること。
- (8) 本業務の終了時に、実績報告書のほか配布物等必要な書類を提出すること。

別表 提案上限額に係る事業費の内訳の目安

事業費区分	金額（消費税及び地方消費税含む。）
「仙台市次世代 X-TECH ビジネス創出促進事業」全体に係る事業設計・管理・運営等に係る事業費	
AI・データ利活用ビジネス開発事業の実施に係る事業費	31,460 千円
AI・データ利活用人材育成事業の実施に係る事業費	7,000 千円
情報発信・都市ブランディング施策及びアンケートの実施に係る事業費	3,000 千円
次期事業の方向性検討	2,000 千円
合 計	43,460 千円